

志布志高等学校 学校いじめ防止基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 2 条第 1 項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

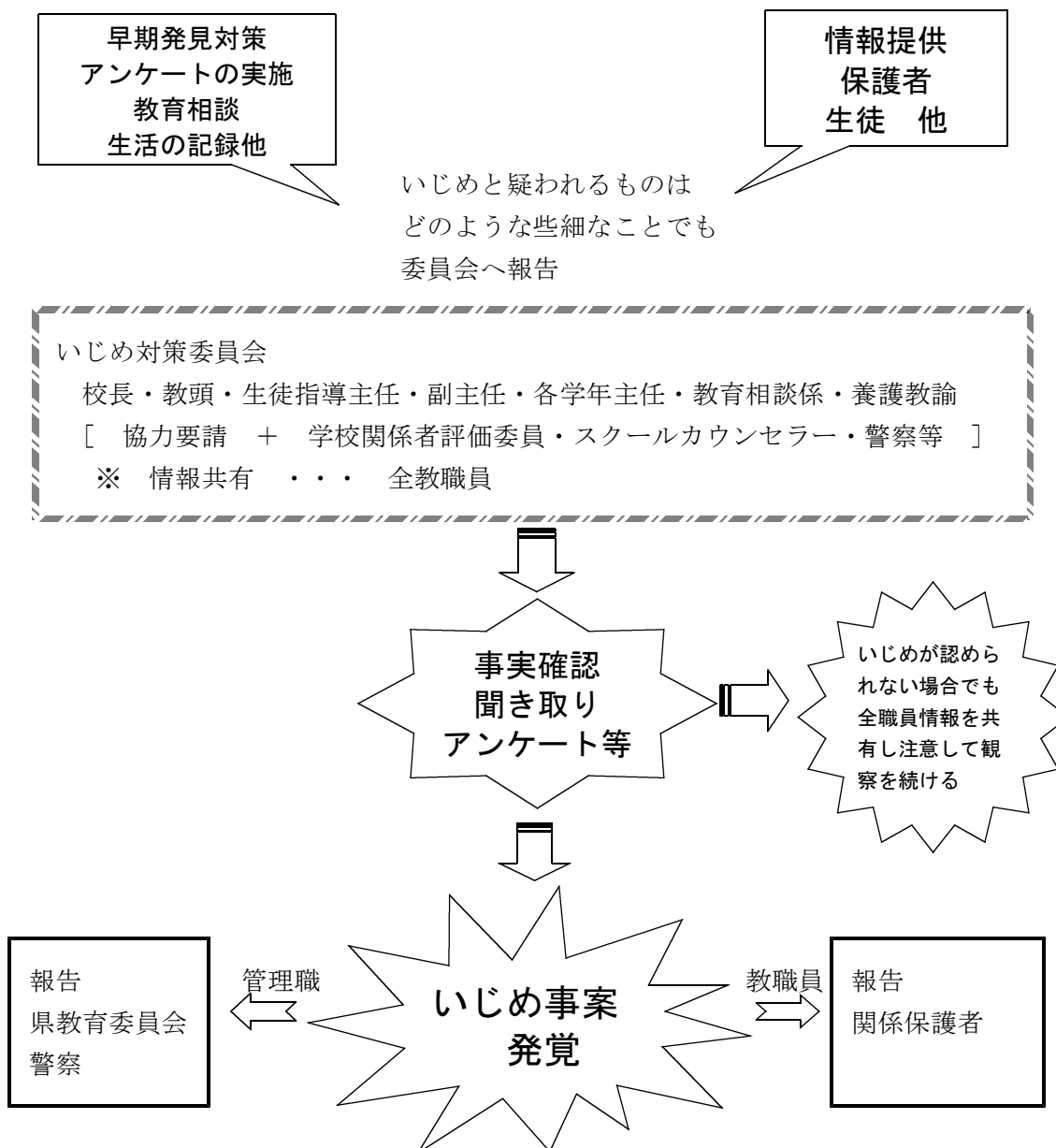
志布志高校いじめ問題への対応の考え方

- ・ 軽微と思われることでも積極的に把握し「1 件でも多く発見し、それらを解消する」
- ・ 学校が一丸となって組織的に対応する
- ・ いじめは絶対に許されるものではなく、万が一あった場合には厳しく対処する

（1）いじめの未然防止および早期発見のための取組

- ・ 4 月 いじめ問題を考える週間による取組
 - ① 職員間での学校いじめ防止対策基本方針の確認（校内研修）
 - ② 統一 LHR 「いじめ問題」について
 - ③ 学校アンケート（県様式）の実施
 - ④ 全校集会での「いじめ問題」に関する講話（学校長）
- ・ 5 月
 - ① PTA 総会で「学校いじめ防止基本方針」の保護者周知
- ・ 6 月
 - ① 教育相談の実施（学校楽シートによる生徒の把握）
- ・ 9 月
 - ① 職員間での学校いじめ防止対策基本方針の確認
 - ② 統一 LHR 「いじめ問題」について
 - ③ 学校アンケート（県様式）の実施
 - ④ 全校集会での「いじめ問題」に関する講話（学校長）
- ・ 10 月
 - ① 教育相談の実施（学校楽シートによる生徒把握）
- ・ 2 月
 - ① いじめ防止対策基本方針の見直し
- ・ 年間を通して
 - ① 生活の記録による生徒把握
 - ② 教育相談係による毎月の「出欠状況調査」
 - ③ スクールカウンセラーによるカウンセリング
 - ④ 職員間の情報交換

いじめ事案対処マニュアル



- (1) いじめの早期発見および情報提供
- (2) いじめ対策委員会へ報告
- (3) 事実確認
- (4) 事案発覚
- (5) 管理職による報告（重大事案のみ）
- (6) 当該教職員による保護者への報告（加害生徒・被害生徒）
- (7) いじめ対策委員会による今後の対応協議
- (8) 加害生徒・被害生徒への対応
- (9) その他の生徒の精神的サポート（全教職員）